

ご説明資料

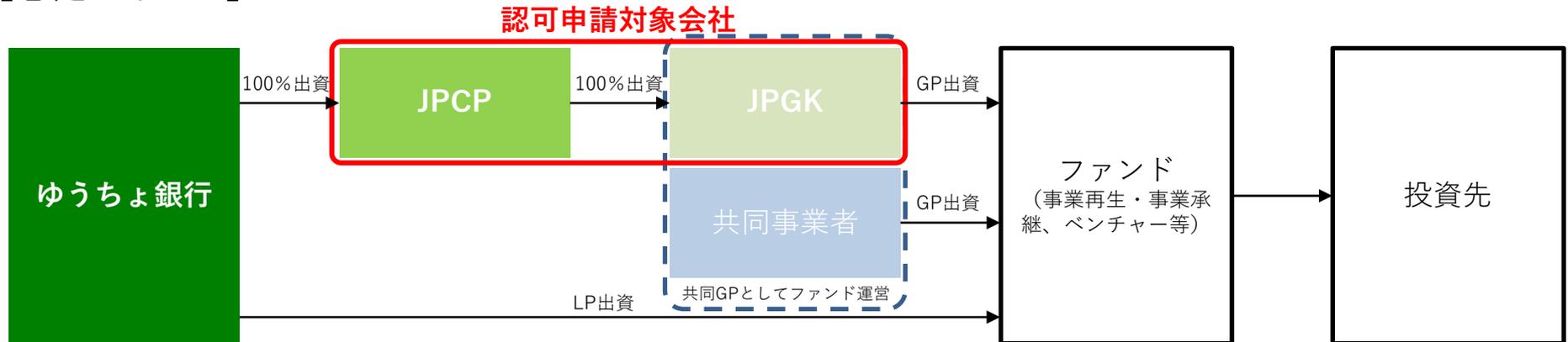
令和6年3月26日
金融庁



認可申請の概要

- ゆうちょ銀行は、当行のパーパス「社会と地域の発展に貢献する」を実現するため、2022年から、資本性資金を供給することにより、地域の事業者の成長を中長期的な目線で支援し、地域経済の活性化に資する「新しい法人ビジネス(Σビジネス)」を推進している。
- 今後、Σビジネスを本格化させていくにあたり、当行100%子会社の「ゆうちょキャピタルパートナーズ(JPCP)」及びJPCP100%子会社の「ゆうちょ・シグマ地域活性化合同会社(JPGK)」を新たに設立し、投資運用・管理業務(GP業務)を行おうとするもの。

【想定スキーム】

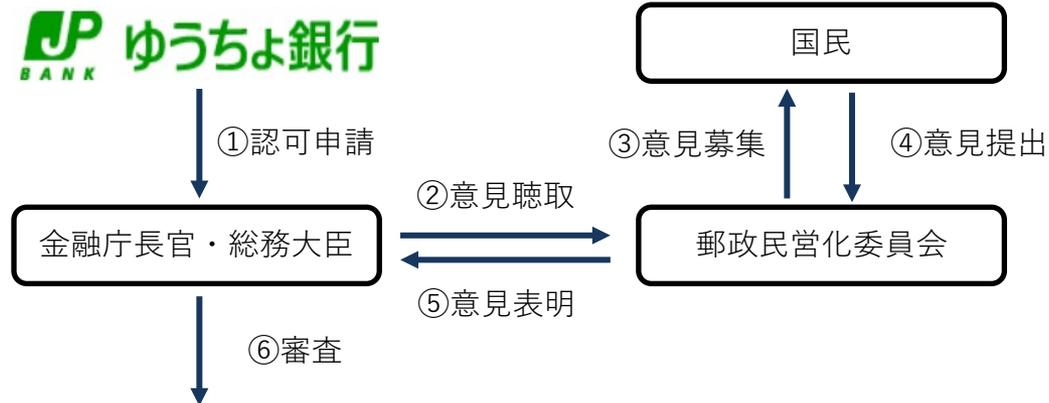


(※) 共同事業者のニーズにより、JPCPと共同事業者で共同GP会社を設立しファンドを運営するスキームとする場合もある。その場合において、JPCPの出資が50%を超える場合には、共同GP会社が当行の子会社に該当することから、別途、認可が必要。

- JPGK(JPCP)が共同事業者とともにファンドを設立し、共同でGP業務や投資先へのハンズオン支援等を行う。
- 地域金融機関とも連携を進めながら、主として地域における事業再生・事業承継案件やベンチャー投資のほか、ESG投資等を行っていく計画。

子会社保有に係る認可の流れ、審査基準

郵政民営化法第111条に基づく認可



認可基準（郵政民営化法第111条第5項）

次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害する恐れがないと認めるときは、認可をしなければならない

- 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等の競争関係に影響を及ぼす事情
- 郵便貯金銀行の経営状況

認可の取得により、子会社の保有が可能

郵政民営化法（抄）

（子会社保有の制限）

第百十一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとするとき（同法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあっては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数（同法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項（第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第二項ただし書又は前項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第二項ただし書又は第四項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

9 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで、第八号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。）を専ら営む会社及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。

銀行法（抄）

（定義等）

第二条（略）

8 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社

ロ 金融関連業務

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 金融関連業務 銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

銀行法施行規則（抄）

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 （略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号、第八号の二、第十八号及び第二十一号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十五 経営相談等業務